

電話等サービス契約約款 【現改比較表】 2020年10月1日現在

～2020年10月31日

(令和2年8月3日現在)

▲電話等サービス契約約款 (平成11年経企第24号)

目次 (略)

第1章～第15章 (略)

別記

1～10の5 (略)

10の5の2 付加的役務通話契約

(1) 地域指定着信課金機能に通話が可能なもの
(略)

契約の種類	契約約款の名称
第3種シェアードIP-PBXサービスに係る契約 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約 (カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ1プラン1、タイプ2若しくはタイプ3、カテゴリー4、 <u>カテゴリー5</u> 、カテゴリー6又はカテゴリー7に係るものに限ります。)	IP通信網サービス契約約款
第1種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限ります。)	
第2種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限ります。)	

2020年11月1日～

(令和2年11月1日現在)

▲電話等サービス契約約款 (平成11年経企第24号)

目次 (略)

第1章～第15章 (略)

別記

1～10の5 (略)

10の5の2 付加的役務通話契約

(1) 地域指定着信課金機能に通話が可能なもの
(略)

契約の種類	契約約款の名称
第3種シェアードIP-PBXサービスに係る契約 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約 (カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ1プラン1、タイプ2若しくはタイプ3、カテゴリー4、カテゴリー6又はカテゴリー7に係るものに限ります。)	IP通信網サービス契約約款
第1種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限ります。)	
第2種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限ります。)	

(2) 地域指定特定番号着信機能に通話が可能なもの
(略)

契約の種類	契約約款の名称
第3種シェアードIP-PBXサービスに係る契約 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約 (カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ1プラン1、タイプ2若しくはタイプ3、カテゴリー4、 カテゴリー5 、カテゴリー6又はカテゴリー7に係るものに限ります。) 第1種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限ります。) 第2種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限ります。)	IP通信網サービス契約約款

10の6 IP通信網サービス契約

(1) 地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能に契約が可能なもの

契約の種類	契約約款の名称
第3種シェアードIP-PBXサービスに係る契約 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約 (カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ1プラン1、タイプ2若しくはタイプ3、カテゴリー4、 カテゴリー5 、カテゴリー6又はカテゴリー7に係るものに限ります。) 第1種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限ります。) 第2種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限ります。)	IP通信網サービス契約約款

(2) 国際地域指定着信課金機能に契約が可能なもの
(略)

(3) 複数同時接続機能に契約が可能なもの
(略)

11~13 (略)

(2) 地域指定特定番号着信機能に通話が可能なもの
(略)

契約の種類	契約約款の名称
第3種シェアードIP-PBXサービスに係る契約 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約 (カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ1プラン1、タイプ2若しくはタイプ3、カテゴリー4、カテゴリー6又はカテゴリー7に係るものに限ります。) 第1種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限ります。) 第2種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限ります。)	IP通信網サービス契約約款

10の6 IP通信網サービス契約

(1) 地域指定着信課金機能及び地域指定特定番号着信機能に契約が可能なもの

契約の種類	契約約款の名称
第3種シェアードIP-PBXサービスに係る契約 第6種シェアードIP-PBXサービスに係る契約 (カテゴリー1、カテゴリー2、カテゴリー3のタイプ1プラン1、タイプ2若しくはタイプ3、カテゴリー4、カテゴリー6又はカテゴリー7に係るものに限ります。) 第1種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限ります。) 第2種ドットフォンサービスに係る契約 (タイプ1に係るものに限ります。)	IP通信網サービス契約約款

(2) 国際地域指定着信課金機能に契約が可能なもの
(略)

(3) 複数同時接続機能に契約が可能なもの
(略)

11~13 (略)

料金表（略）

料金表（略）

附 則（令和2年9月9日 A P S 1 第00687246号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和2年11月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。